

北海道地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、北海道内在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、もって北海道民の健康寿命の延伸及び生活の質向上を目的とする。

2 実施主体

北海道

3 地域・職域連携推進協議会の設置

(1) 地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供や健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設置する。

(2) 道においては「北海道地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を設置するとともに、二次医療圏（または保健環境部保健行政室・地域保健室）に「二次医療圏地域・職域連携推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）」を設置する。

なお、推進協議会は、道民の健康づくり推進協議会の専門部会として位置づける。また、設置・運営等に係る事項については、別に要領を定める。

(3) 推進協議会及び推進連絡会は、5に掲げる構成機関（以下、「構成機関」という。）の中から構成する。

4 事業内容

(1) 推進協議会

ア 推進協議会は、地域保健・職域保健の広域的視点での連携により体制整備を図る。

イ 同協議会は、北海道における健康課題を明確化し、道内全体の目標、実施方針、連携推進方策等を協議することにより、道内の関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担う。

ウ 関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う。

エ 地域及び職域における保健事業担当者の資質向上を図るための研修会を実施する。

オ 同協議会は、本道の地域特性を踏まえ、連携事業の企画・実施等を行う。

(ア) 北海道のデータ収集・分析・比較

(イ) 二次医療圏が単独では実施が困難な大規模イベントの企画・実施

(ウ) 道内の推進連絡会が共通利用できるような媒体の作成等

(2) 推進連絡会

ア 推進連絡会は、地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。

イ 同連絡会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する

情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。

ア) 現状分析

イ) 課題の明確化、目標設定

ウ) 連携事業のリストアップ

エ) 連携内容の検討・決定及び提案

オ) 連携内容の具体化・実施計画の作成

カ) 連携事業の実施

キ) 評価資料及び評価方法の設定

ウ 同連絡会は、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

5 構成機関

協議会の構成機関が協議会の意義について共通理解を図り、相互に連携すること、また構成機関は以下のとおり。

推進協議会（連絡会）、保健所、市町村、労働局、労働基準監督署、産業保健総合支援センター、産業保健センター、保険者、国民健康保険団体連合会、事業場、地方経営者団体、商工会議所、商工会、協同組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等関係団体、健診機関、住民等ボランティア、学識経験者（産業保健、公衆衛生、公衆衛生看護等）等

6 その他

(1) 事業の実施にあたり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をする。

(2) 他の健康づくりを目的とした協議会等との連携を図る。

(3) 推進協議会は令和2年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 5月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 1月 10日から施行する。